租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三十二の三第三項中「規約」の下に「（第十項において「規約」という。）」を加え、「この項及び第五項」を「この条」に改め、同条第八項中「第三条各号に掲げる資産」を「第三条第一号から第十号までに掲げる資産（同条第八号に掲げる資産にあつては、主として同条第一号から第七号までに掲げる資産に対する投資として運用することを約する契約に係るものに限る。）」に改め、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　投資法人で次に掲げる要件を満たすものが、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十四号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間内に特例特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第十一号に掲げる資産をいう。以下この項において同じ。）の取得（合併による取得を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、その取得の日（当該期間内に二以上の特例特定資産の取得をした場合には、当該期間内に取得をした各特例特定資産の取得の日のうち最も早い日）からその取得をした特例特定資産を貸付けの用に供した日（当該期間内に取得をした二以上の特例特定資産を貸付けの用に供した場合には、その貸付けの用に供した日のうち最も早い日）以後十年を経過した日までの間に終了する各事業年度（この項の規定の適用がないものとした場合に法第六十七条の十五第一項第二号トに掲げる要件を満たす事業年度を除く。）に係る同項及び第八項の規定の適用については、特例特定資産は、同号トに規定する政令で定める資産とみなす。

一　法第六十七条の十五第一項第一号ロ⑴に該当するものであること又はその投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていること。

二　その規約に特例特定資産の運用の方法が賃貸のみである旨の記載又は記録があること。

第三十九条の三十五の三第六項中「第三条各号に掲げる資産」を「第三条第一号から第十号までに掲げる資産（同条第八号に掲げる資産にあつては、主として同条第一号から第七号までに掲げる資産に対する投資として運用することを約する契約に係るものに限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十四号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

2　改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の三十二の三第八項及び第十項の規定は、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同項に規定する投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十三号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（採択地区協議会の組織及び運営）

第十一条　採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもつて組織する。

2　採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定める。

3　会長は、会務を総理する。

4　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5　前各項に定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定める。

第十二条を次のように改める。

（採択地区協議会の規約事項）

第十二条　採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　採択地区協議会の名称

二　採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

三　採択地区協議会の組織

四　教科用図書の選定の方法

五　採択地区協議会の経費の支弁の方法

第十六条を第十七条とする。

第十五条第一号中「一千万円」を「千万円」に改め、同条を第十六条とし、第十四条を第十五条とする。

第十三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（採択地区協議会の規約の変更）

第十三条　採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならない。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三